

地方教育費調査 **A票** **B票** **C票** **D票**

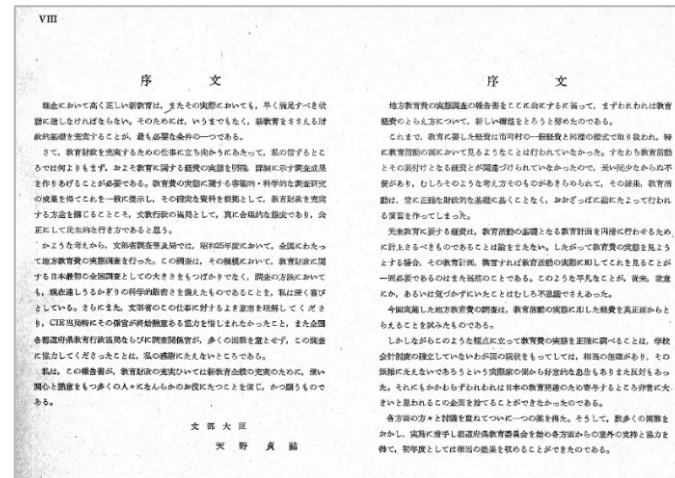
学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的として、昭和24年度から実施

文部科学省への提出期限 **11月14日(金)**

教育行政調査 **E票**

地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにするため、昭和28年度から実施(現在は2年に一度、地方教育費調査と併せて実施)

文部科学省への提出期限 **6月30日(月)**



地方教育費調査とは

地方教育費調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得るため、実施する調査です。

公立諸学校の教育に係る公財政支出の状況について、学校種別に目的別及び性質別内訳の詳細を調べる調査は他になく、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)等において、証拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)の取組強化を図ることとしている点からも、公立の各学校等にかかる教育諸施策を検討するために大変重要な調査です。

本調査の調査結果は、例えば、OECDの国際統計(図表でみる教育 Education at a Glance)において、教育に対する公財政支出の全体像を把握することに活用され、これにより諸外国との対GDP比などの比較に寄与しています。また、把握した公財政支出の全体像は、教育に対する私費負担(保護者負担等)との割合比較を通して、家計負担の軽減を行うべき教育支出の検討に役立てられており、幼児教育の段階的無償化等に至る教育再生実行会議等の議論の基礎となったところです。最近では、財務省の財政制度審議会等において公財政教育支出に係る資料として活用されています。

その他、国民経済計算(GDP統計)の基礎となり、経済の波及効果分析のツールとしても利用される産業連関表の作成や、社会資本の現状を把握するために実施される社会資本ストック推計等に活用されています。

調査回答にあたり、皆様には大変お手数をおかけすることとなり恐れ入りますが、何卒御協力のほどよろしくお願いいたします。

図表でみる教育 OECDインディケーター (Education at a Glance)



初等中等教育における「政府による財政措置」は十分か

- 教育への公的支出割合(対GDP)はOECDの中でも低く、小・中学校への支出割合(対政府支出)もOECD平均を下回る水準。
- 教育は「未来の創り手」を育てる「(回収可能な)投資」と考える場合、このギャップをどう埋めるか。

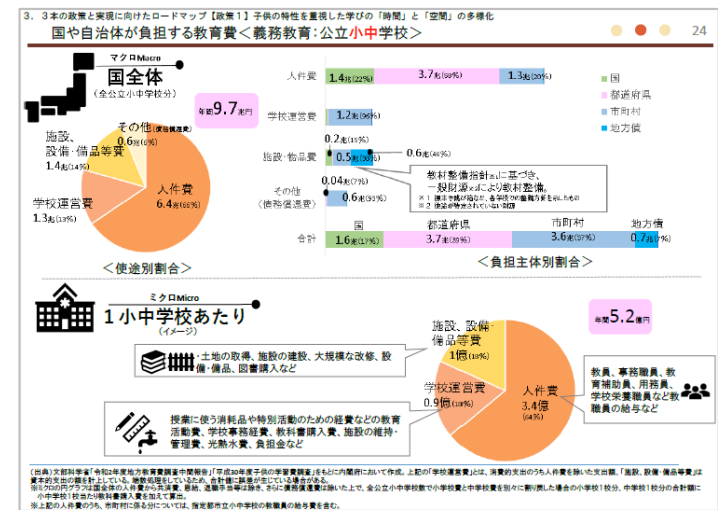
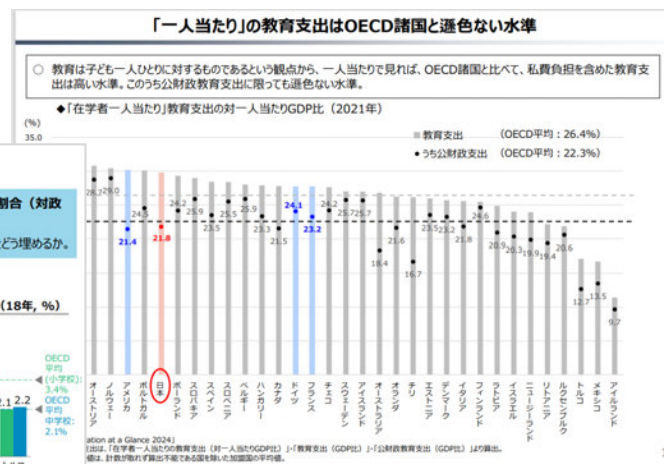
対GDP教育費支出割合(18年, %)



政府支出に占める教育費支出割合(18年, %)



財政制度等審議会 財政制度分科会(令和6年11月11日開催)資料2より

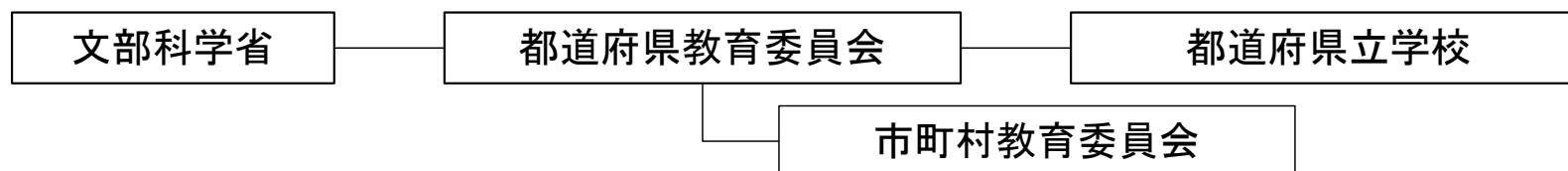


産業構造審議会 商務流通情報分科会 教育イノベーション小委員会
令和4年6月23日 資料2 事務局説明資料(これまでの論点整理)より

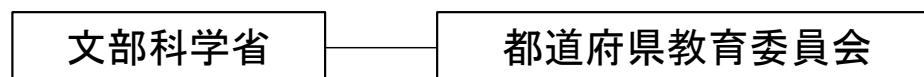
総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ(令和3年9月~)
Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ
バックデータ集(内閣府ホームページより)

調査系統

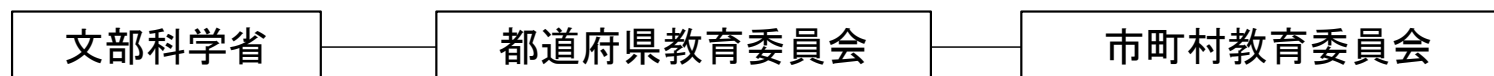
(1) 教育委員会等における教育費調査



(2) 知事部局における生涯学習関連費調査



(3) 教育行政調査(隔年調査)



※オンライン調査システムによる報告

(1) 調査票の提出は、原則として、政府統計共同利用システムのうちオンライン調査システムを利用し、調査票様式の内容を収録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を提出することによって行うものとするが、困難な場合は郵送により調査票を提出するものとする。

(2) (略)

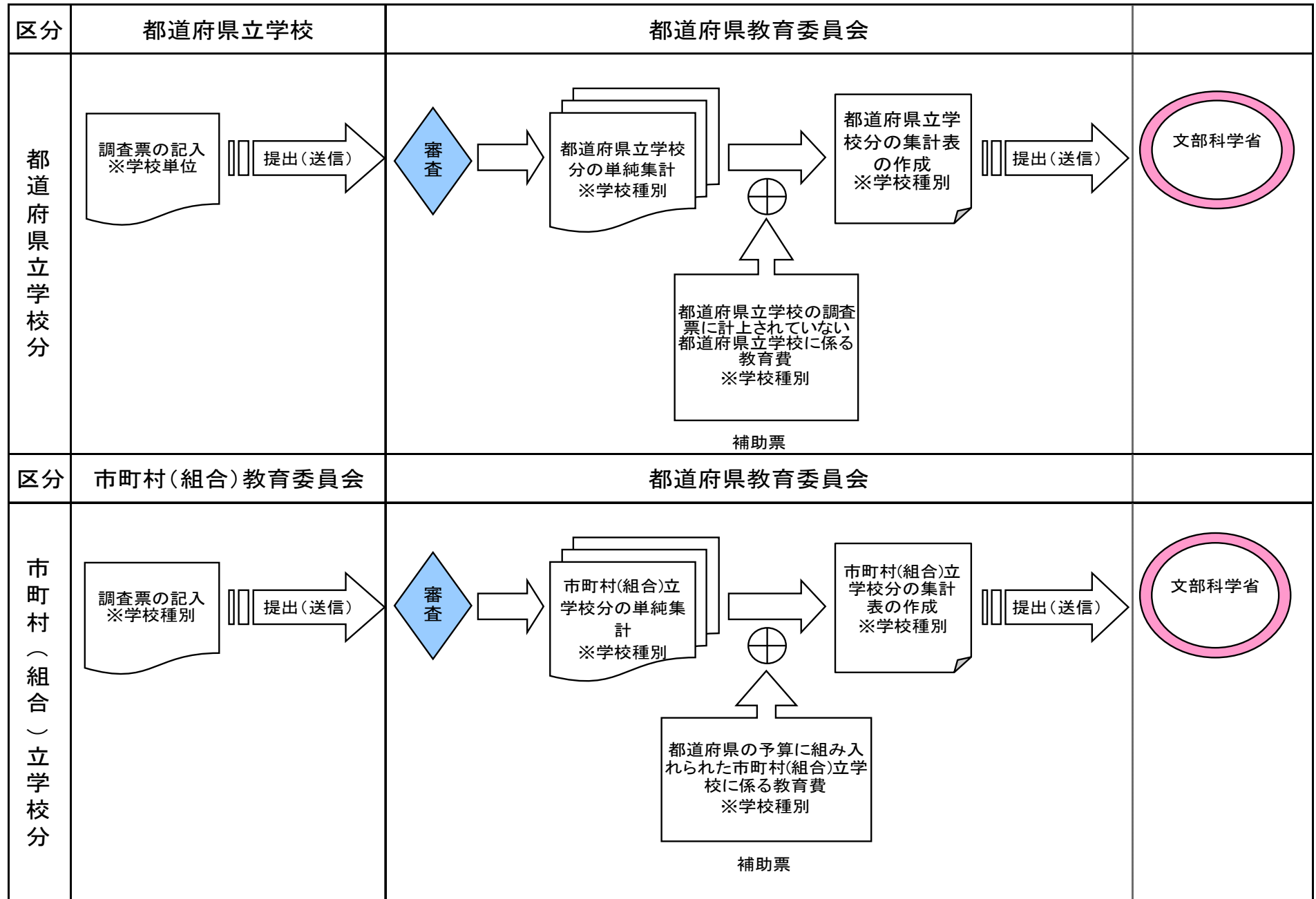
(3) オンライン調査システムによる電磁的記録の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録された時をもって、調査系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす。

調査票情報の保存

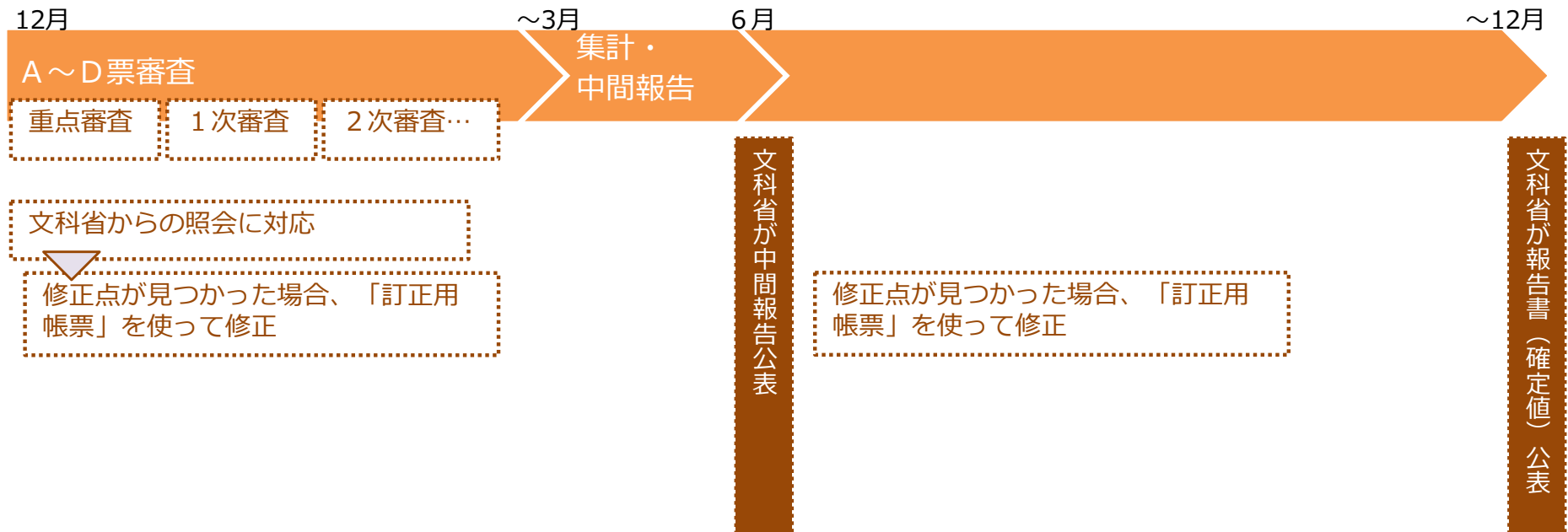
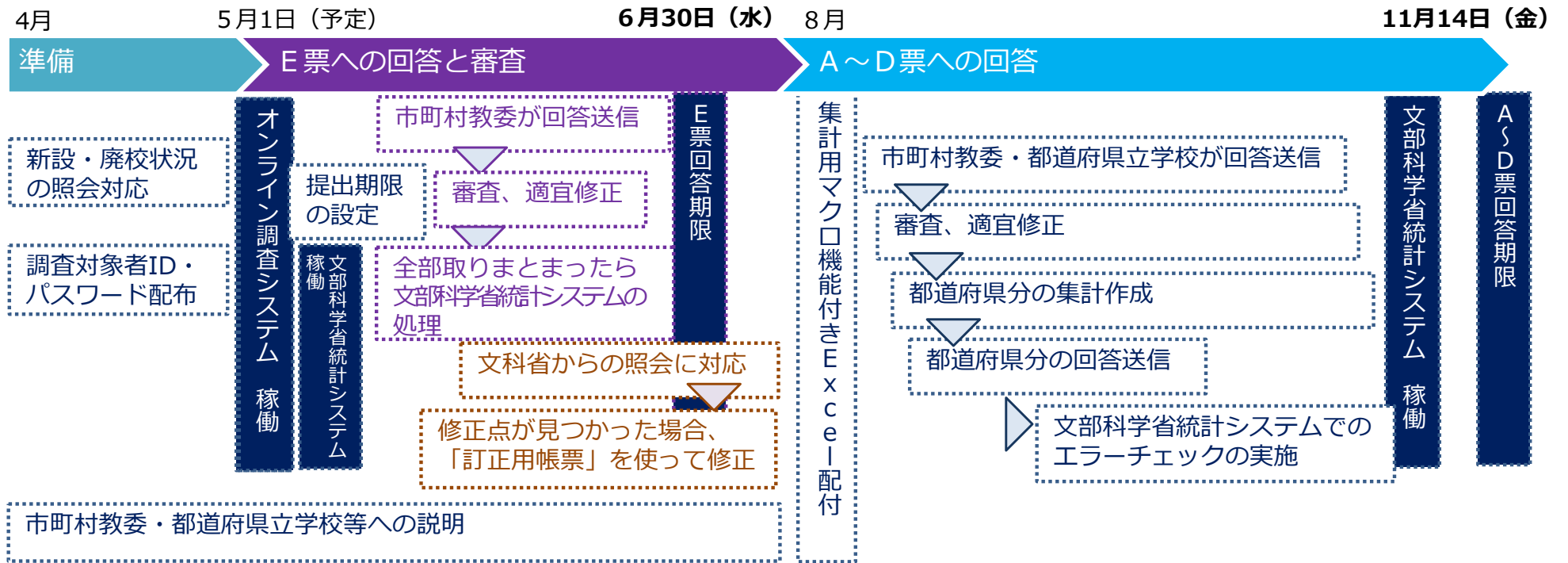
文部科学省は記入済み調査票及び集計表を、文部科学大臣公表の日から1年間、電磁的記録については文部科学大臣公表の日から永年保存するものとする。

都道府県及び市町村の教育委員会は、記入済み調査票及び集計表を、文部科学大臣公表の日から1年間保存する。

(例) A票



調査事務の流れ（都道府県教育委員会の事務）





令和7年度 地方教育費調査
E票 教育行政調査票
—令和7年5月1日現在—



教育委員会名 及び所在地	教育委員会 TEL ()		都道府県名
教育長氏名	取扱者 氏名		都道府県番号 教育委員会番号

1 教育委員会の類型

種類	
組織	

- A 都道府県 D 村 H 共同設置 (市町村) L 共同設置 (都道府県)
- B 市 E 特別区 I 広域連合 (市町村) M 広域連合 (都道府県)
- C 町 G 一部事務組合 (市町村) K 一部事務組合 (都道府県)

2 教育委員

区分	新任等の別	性別	年齢	保護者の別	職業	教職の経験	在 職 期 間		他教委の委員との兼務
A	B	C	D	E	F	G	年	月	

- 新任等別区分
- 1 新任
 - 3 再任
 - 4 欠員

- 全ての調査項目について、令和7年5月1日現在の情報を回答してください。
- 前回調査からの変更はありません。

3 報酬

委員	報酬額 (円)			報酬形態
	日額 (円)	月額 (円)	年額 (円)	

報酬形態区分

- 1 日額制 4 日額制+年額制 7 その他
- 2 月額制 5 日額制+月額制
- 3 年額制 6 月額制+年額制

4 教育長

性別	年齢	保護者の別	直前歴	教職の経験	教育行政の経験	一般行政の経験	在 職 期 間		他教委の教育長との兼務
A	B	C	D	E	F	G	年	月	

給 与	給 料 (円)		管理職手当 (円)

直前歴区分

- 1 教育長
- 2 教職員
- 3 教育委員会関係職員
- 4 地方公務員 (1, 2, 3以外)
- 5 国家公務員 (2以外)
- 6 その他

5 事務局の本務職員数

区 分	指導主事	充て指導主事	社会教育主事	関連社会教育主事	社会教育主事補	事務職員	技術職員	労務職員	合 計
本 庁									
教育事務所									

※ この調査票情報は、統計以外の目的には使用いたしません。

御回答のポイント

● 「1 教育委員会の類型」の〔組織〕は、「教育長」+「教育委員」の合計人数を回答。

1 教育委員会の類型

種類	
組織	

本欄は、「教育長」+「教育委員」の合計人数を回答します。教育委員だけの数ではありませんので、十分御注意ください。

「諸事情により教育長又は教育委員が欠員である場合も、この欄は定員上の数を記入」しますので、このことにも御注意ください。

● 「2 教育委員」の〔保護者の別〕〔他教委の委員との兼務〕の回答について

2 教育委員

区分	新任等の別	性別	年齢	保護者の別	他教委の委員との兼務
A					
B					
C					

〔保護者の別〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、全ての教育委員会に保護者を必置とする規定がありますので、教育委員の誰も保護者「でない」と御回答の場合、基本的には「それはおかしい」ということになります。

もし全員が保護者「でない」と回答している市町村があれば、書き間違いでないかどうか、確認してください。

〔他の教委の委員との兼務〕

2つ以上の教育委員会で教育委員を兼務できるのは、一部事務組合及び広域連合だけと限られています。

例えば「××市教育委員会の教育委員が、〇〇事務組合教育委員会の委員も兼務している」という場合、母体となる××市の側では、この委員について兼務「していない」と回答してください。〇〇事務組合の側でのみ、この委員が兼務「している」と回答してください。

これは、集計上のダブルカウントを避けるためです。少し複雑ですが、もし兼務の委員がいる場合は御注意ください。

御回答のポイント

● 「4 教育長」の〔在職期間〕は、新制度下の在職年数のみ算入対象

4 教育長

性別	在職期間	
	年	月

新制度下の教育長の在職期間のみが算入対象であり、旧制度下の在職期間は含みません（新制度は平成27年4月から移行を開始したものですので、言い換えれば「10年2か月」以上となることはありません）。

● 「5 事務局の本務職員数」の〔指導主事〕について

5 事務局の本務職員数

区分	指導主事	充て指導主事
本庁		

事務局に指導主事を置くことが原則になっていますので、もしゼロと御回答の場合、書き間違いでないかどうか確認してください。

誤入力や記入する欄の誤りといったケースもお見受けしますので、入力後においては、誤りがいないか再度御確認をお願いします。

令和7年度地方教育費調査について

- 全ての調査項目について、令和6会計年度の額を回答してください。
- 額は全て、単位：千円(千円未満は四捨五入)で記入してください。
- 前回調査からの変更はありません。

説明書(市町村教委用) p. 15
説明書(都道府県教委用) p. 3

区分	内容	調査票の種類
地方公共団体が支出した教育費等		
学 校 教 育 費	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費	A票
社 会 教 育 費	地方公共団体が条例により設置し、教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号により地方公共団体の長が所管する社会教育施設の経費、及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費（体育・文化関係、文化財保護を含む）	B票
教 育 行 政 費	教育委員会事務局（所管の教育研究所等を含む）の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費（大学・短期大学及び私立学校のために支出した経費を除く）	
教育に係る収入等		
教 育 に 係 る 収 入	教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金等、地方債及び寄附金以外の収入	C票
教育費の基準財政需要額	小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の教育費の基準財政需要額	
知事部局における生涯学習関連費		
生 涯 学 習 関 連 費	地方公共団体が条例により設置し、知事部局が所管する生涯学習関連施設の経費（体育・文化関係、文化財保護を含む。）	D票

全体的な注意点

● 「私立」の学校教育、大学や短期大学は含まれません。

過去には以下のような誤りがありましたので御注意ください(いずれも対象外経費です)。

- ・私立の幼保連携型認定こども園に通う保護者への補助を誤って計上してしまった
- ・教育委員会が奨学費として支出した経費に私立学校や大学・短期大学の在籍者分も含んで計上してしまった

● 本調査は地方公共団体における予算区分をお伺いしているものではございません。「どこの予算区分から支出されたか」ではなく「何に対して支出されたか」が原則です。

「予算区分」と「何に対して支出されたか」が一对の場合は、予算区分と本調査の計上先を紐づけることができますが、「1つの予算区分」に「複数の用途」がある場合には、予算区分からの紐づけでは不十分です。過去には以下のような誤りがありましたので御注意ください。

- ・教育委員会事務局予算からALT配置経費や学校の建設費、学校に配置する備品費を支出し、これらをB票の「教育行政費」に計上してしまった
→特定の学校種類に関する経費のため、正しくはA票への計上です。
- ・体育施設の改修費用は教育委員会事務局予算から支出したためB票の「教育委員会が行った社会教育活動費」に計上してしまった
→上記と同じですが、さらに施設区分への理解も誤っていたケースです。
区分名称だけで判断せず、必ず手引きに記載されている定義を御確認ください。(このケースでは、正しくは「体育施設費」です)
- ・幼保連携型認定こども園や幼稚園の事務職員給与が民生費から支出されていたためA票に計上しなかった
→A票は対象となる学校の教育のために支出された経費を計上しますので、教育委員会の予算ではないからといって対象外とはなりません。本調査において計上となる経費は計上してください(「民生費だから計上しない」ということはありません)。

● 締切は厳守してください。 E票:6月30日(月) A票~D票:11月14日(金)

過去には以下のようなトラブルがありましたので御注意ください。

- ・対象会計年度の決算が未了であり、都道府県が設定する締切を過ぎてでも議会の認定を待ってから回答した
→決算が未了の場合は仮決算または決算見込みによって記入してください。
- ・担当者が長期不在となり、締切を超過した。
→都道府県から回答が提出された後の審査では、全国値の状況を踏まえて照会を行うものもあります。また、公表時期は決まっておりますので、回答の遅れは全体の進行に多大なる影響を及ぼします。必ず締切を厳守してください。
(都道府県では、市町村教育委員会及び都道府県立学校の数値を単純に集計するだけでなく、締切までに数値妥当性の確認を行う必要があります。市町村等が、都道府県が設定する締切を超過することもまた全体への影響に繋がりますので、進行には十分注意してください。)

A票の注意点

学校教育費	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費
-------	---

● 新設される学校の経費に御注意ください。特に「幼保連携型認定こども園」「義務教育学校」「中等教育学校」に御注意ください。

「幼保連携型認定こども園」

…該当する園かどうかよく御確認ください。園の所管が教育委員会ではないことも多く、首長部局の方との連携が欠かせません。

予算区分が民生費等であって、教育委員会予算ではない場合も、「幼保連携型認定こども園」にかかる費用である以上は計上対象です。

各地での幼保連携型認定こども園の設置数はまだ伸び続けているため、仮に前回調査では全く設置がなく、幼保連携型認定こども園について回答の必要がなかった市町村でも、今回の調査対象である令和5年度には園の新設に伴い回答が必要になるかもしれません。各都道府県において「令和5年度に新たに幼保連携型認定こども園が新設され、回答が必要になった市町村があるかどうか」を最初に確認してください。(幼児が入園する前であっても、土地・建築等に費用が発生している場合は計上対象です。新設園だけでなく新設予定にも御注意ください)

また、幼保連携型認定こども園では園に係る経費を全額計上してください。

「義務教育学校」「中等教育学校」

…前回調査では回答がなかった市町村でも、今回は新設に伴い回答する必要があるかも知れません。「近年新たに義務教育学校が新設あるいは新設予定であり、回答が必要になった市町村があるかどうか」を、最初に確認してください。

(児童生徒が入学する前であっても、土地・建築等に費用が発生している場合は計上対象です。新設校だけでなく新設予定にも御注意ください)

また、義務教育学校の経費は義務教育学校の調査票に回答してください。地方公共団体の会計上、(項)小学校費・(項)中学校費などと区分されていると思いますが、適宜、(項)小学校費や(項)中学校費から義務教育学校分を抜き出して御回答ください。中等教育学校も同様で、(項)中学校費、(項)高等学校費から中等教育学校分を抜き出して御回答ください。

● 「各種学校」「高等専門学校」についても御注意ください。

これも所管が教育委員会ではないことがあり、かつその所管がかなり多種多様であることがあります。

まずは教育委員会において、専修学校・各種学校自分の地方公共団体内にどの程度あるのか、もしある場合はどの部局にこの調査を依頼すべきかを、把握してください。(なお、公立大学法人立の高等専門学校は調査対象外です)

● 旅費の取扱いについて御注意ください。

本調査では、教員及び教育補助員の旅費は A-2「教育活動費」に、事務職員・施設維持職員・補助活動職員の旅費は A-3-b「その他の管理費」に、教員の10年経験者研修などは「B票」に計上しますので、ご注意ください。なお、集計には様々な方法が考えられますが、例えば旅費精算時にシステム上で備考欄や件名に「(事務)」「(教員)」と入力して、データで事務職員分を特定できるようにするなどの工夫も一つとして考えられます。

B票の注意点

社会教育費	地方公共団体が条例により設置し、教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号により地方公共団体の長が所管する社会教育施設の経費、及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費(体育・文化関係、文化財保護を含む)
-------	---

- 施設の区分のうち、「教育委員会が行った社会教育活動費」は、定義が他とはやや異なり、活動に着目していますので御注意ください。

- ・「教育委員会が行った社会教育活動費」…01~08の社会教育施設費に該当しない経費で、教育委員会が社会教育として行った諸活動に要した経費、及び教育委員会が社会教育関係団体(体育・文化関係を含む)又は首長部局所管の生涯学習関連施設に支出した補助金等。
- ・(他の施設の定義例)「公民館費」…社会教育法第21条に規定する施設、及び同法42条に規定する公民館類似施設のうち地方公共団体が設置したもの。

- 首長部局へ移管した施設の計上に御注意ください。

B票では、教育委員会が所管する社会教育施設の他に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項1号により条例を定め、地方公共団体の長が所管する公民館、図書館、博物館等の特定社会教育機関の経費も対象としています。

令和6年度に所管を移管している場合は、引き続きB票に計上すべき経費か、あるいはD票に計上先が変わる経費かよく御注意ください。

教育行政費	教育委員会事務局(所管の教育研究所等を含む)の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費(大学・短期大学及び私立学校のために支出した経費を除く)
-------	---

- 社会教育費調査の各項目と記入場所を間違えないよう注意してください。

- A票に計上すべき経費や私立学校等のための経費が混ざらないよう御注意ください。

例えば、小学校へIT機器を導入した費用など学校教育のための経費はA票に計上すべき費用ですので、お間違えのないようにしてください。その他、大学・短期大学や私立学校のために支出した経費が混ざらないよう御注意ください。

C票の注意点

教育に係る収入	教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金等、地方債及び寄附金以外の収入
教育費の基準財政需要額	小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の教育費の基準財政需要額

● 他の調査票と異なり、本票のみ収入を対象としています。

● 地方交付税や補助金収入は計上対象外であるなど、C票はA票・B票で把握する支出(経費)の財源範囲よりも狭い内容を対象としますので、A票・B票の額(支出)とC票(収入)の額は均衡しません。以下の経費は対象外となるため注意してください。

<対象外となる経費>

- ・国・都道府県からの補助金・負担金・分担金等による収入や、地方債、寄附金による収入、及び公益財団法人等からの助成金収入は全て対象外です。
 - ・地方税や地方交付税等も、対象外です。
 - ・臨時的な収入(資産の売却収入、災害・事故に伴う保険金受取等)
 - ・繰越金収入(当年度の教育活動から生じる収入ではないため。前年度に未納の授業料を調査年度に納付した場合も該当)
 - ・児童生徒や教職員から徴収した学校給食費収入
 - ・他の地方公共団体から受け入れた負担金等(一部事務組合負担金や、隣接市町村から自市町村立学校へ通学する児童生徒の学校教育費を委託費として受け入れる場合など、他の地方公共団体に対する教育事務の委託等を受けるために受領する負担金等)
- ※単なる手数料等(隣接市町村立学校が体育活動のために自市町村の運動場を借用した際受け取った使用料など)は、上記教育事務の委託等には当たらないため計上対象。

D票の注意点

生涯学習関連費	地方公共団体が条令により設置し、知事部局が所管する生涯学習関連施設の経費(体育・文化関係、文化財保護を含む。)
---------	---

● B票と同様に移管のあった施設の計上に御注意ください。

A票 **B票** **D票** では、経費を
「支出項目」別と「財源」別の両方から捉えます。

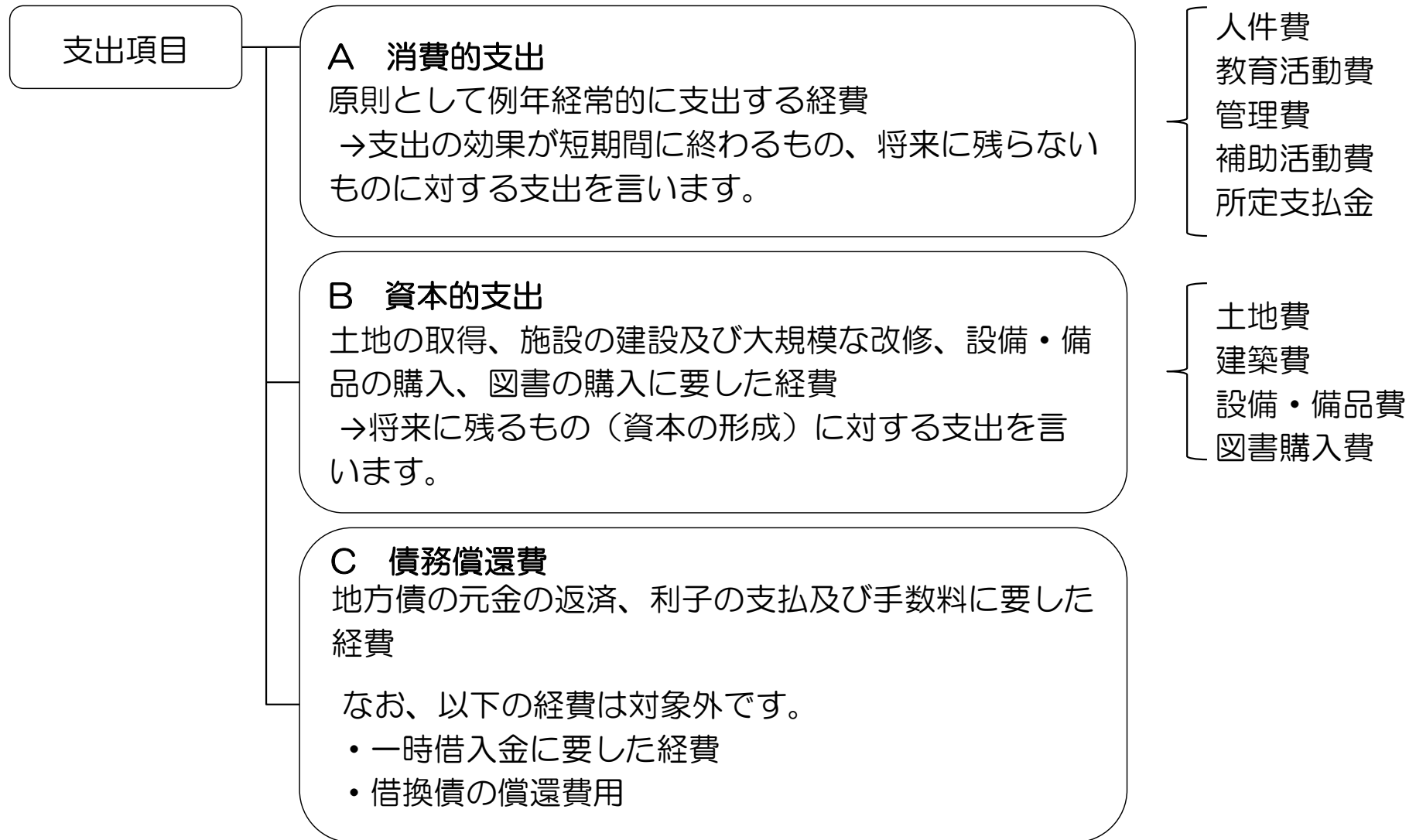
例 : 小学校で使用する体育用品を購入するために、A市が市の財源から5万円を支出した。
 →(支出項目別) 体育用品の購入ですので、支出項目(縦)は「教育活動費」に該当します。
 (財源別) 市町村の財源から支出しているため、「市町村支出金」に該当します。
 よって、「教育活動費」と「市町村支出金」がクロスするところに 50(千円)と記入します。

		財 源					
支出項目		合 計	国庫補助金	都道府県支出金	市町村支出金	地方債	公費組入れ 寄附金
支出項目	2 教育活動費	50	0	0	50	0	0

※ 図表には、支出項目「2 教育活動費」のセルと「市町村支出金」のセルにそれぞれ矢印が伸び、クロスセルに「50」が記入されている様子を示しています。

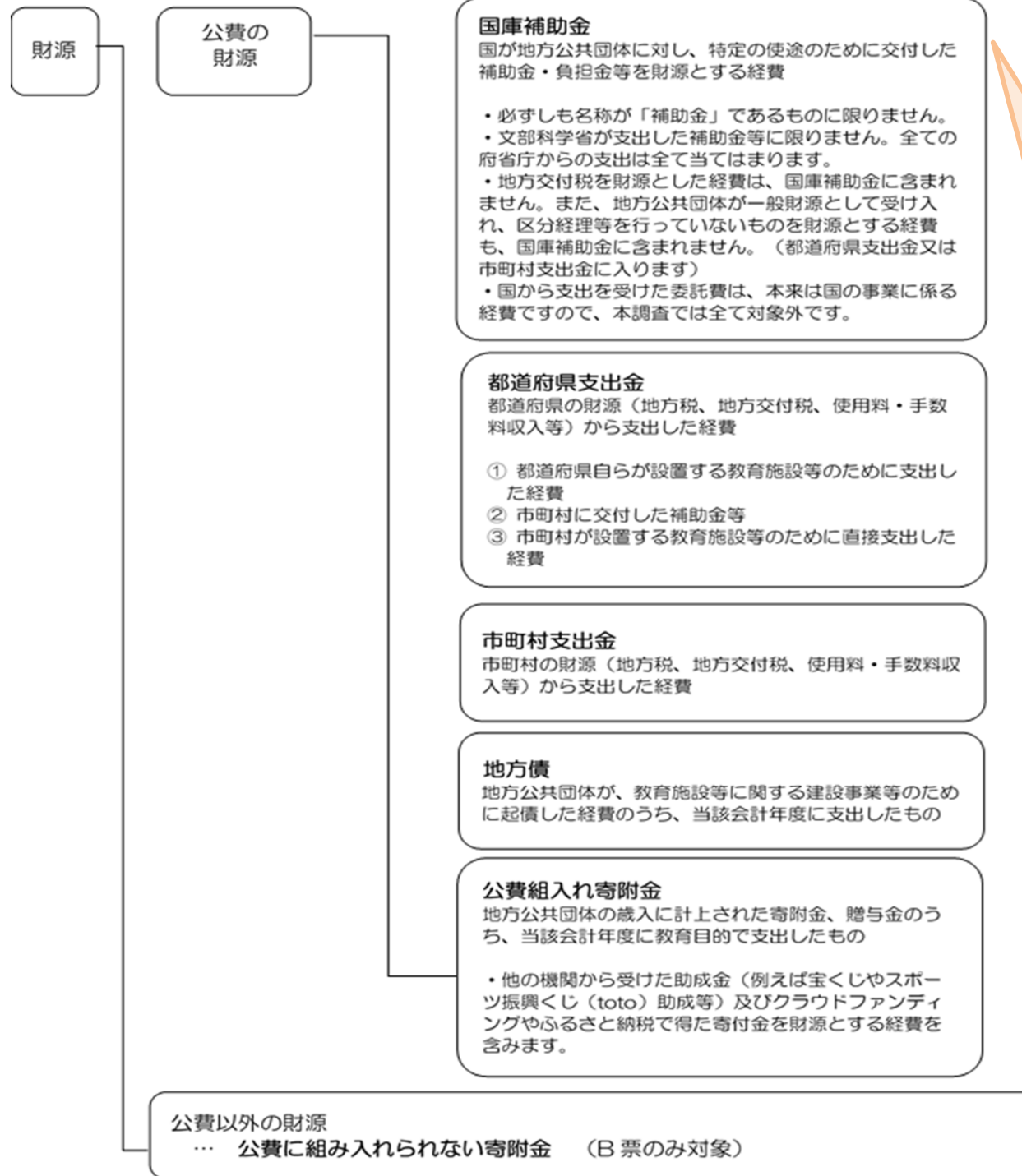
記入する行を間違えると、本来の支出とは異なる項目での支出があったという意味となります。誤りがないよう、記入後にはよく確認してください。

「支出項目」別



この調査の「支出項目」は、「お金がどのような教育活動に使われたか？」という観点で整理するものです。需用費・役務費といった財務上の整理とはまた別の分類であるため、必ずしも各地方公共団体の歳出予算の整理とは一致しません。（歳出予算区分と支出の目的が一对のときは一致します。参考資料3はあくまで一例としての分類の対応です。）

「財源」別



御参考に、典型的なものについて参考資料2に挙げております。なお、参考資料2に記載のない国庫補助金については、「一般財源として受け入れているものか」「区分経理を行っているものか」が判断基準となります。※「一般財源として受け入れているが区分経理を行っていない」…国庫補助金
「一般財源として受け入れているが区分経理を行っている」…国庫補助金
「一般財源として受け入れているが区分経理を行っていない」…都道府県支出金又は市町村支出金

C票 では、

- 教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金／地方債／寄附金以外の収入が計上対象です。
- 収入を「教育施設」別と「科目」別の両方から捉えます。

例 : 公立の幼稚園で、入学金収入が3百万円あった。

→ (教育施設) 幼稚園にかかる収入であるため、「幼稚園」に該当します。

(科目) 「入学金収入」であるため、「入学金」に該当します。

よって、「幼稚園」と「入学金」がクロスするところに 3,000(千円)と記入します。

		科目				
区分		授業料	入学金	検定料	日本スポーツ振興センター共済掛金	その他の収入
教育施設						
	1 幼稚園		3,000			

本調査の対象外となるもの

- 大学・短期大学に関する経費・収入
- 私立の学校教育に関する経費・収入(私立学校を対象とした奨学金等を含む)
- 基金等への積立てを目的とした支出
 - ※ ただし、奨学事業目的の基金等に対する繰出金は計上対象
- 国からの委託費
- 一時借入金及び借換債の収入・償還費用
- 児童生徒・教職員から徴収した学校給食費収入、それを原資とした支出
- 教職員の社会保険料(自己負担分)の支出・収入
- 共済組合・社会保険組合に対する教職員の掛金、教職員に対する給付金
- 臨時的な収入
 - (災害に伴う保険金や損害賠償金の受け取り、出資法人解散に伴う剰余金収入等)
- 誤払い・過払いや過年度補助金の交付取消等に伴う返還金の支出・収入

- 学校等における感染症対策や、各種行事・イベントの中止や延期、学校給食の休止への対応等、教育活動のために支出した経費は、その内容に基づき、各支出項目別区分に振り分けて計上。
- キャンセルに伴い発生する賠償金等についても、これらを公費で補填・補償した場合は、それらの教育活動に付随して発生したのものとして同項目に計上。
- 財源はスライド13の財源別区分に従い振り分け。**(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、都道府県支出金又は市町村支出金として整理)**

<A票支出項目別計上先(例)>

- 修学旅行の中止や延期に伴う費用 → A-2「教育活動費」
- 家計が急変した世帯を対象とした就学援助等に伴う経費 → A-4-a「補助事業費」
- 学校給食休止に伴う費用 → A-4-b「その他の補助活動費」
- 感染症対策のための衛生関係用品(マスク等)購入 → A-4-b「その他の補助活動費」
- 校舎の空調整備 → B-3「設備・備品費」/ B-2「建築費」(施設の改修等を伴う場合)

※B票、D票においても振り分け先の考え方は同じ

- 学校の光熱水費 → (正)A票 A-3-b「その他の管理費」(誤)A-5「所定支払金」
- 学校の解体・改修に伴う仮施設(仮校舎等)を使用する際のリース料等
→ (正)A票 B-2「建築費」(誤)A-5「所定支払金」
- 学校で使用する複写機・パソコン等機器のリース料
→ (正)A票 A-2「教育活動費」又はA-3-b「その他の管理費」(誤)A-5「所定支払金」
※リース契約上、リース物品が最終的に借主のものになることが明らかである場合はB-3「設備・備品費」。下記の空調設備も同様。
- 学校における空調設備(エアコン)のリース料
→ (正)A票 A-3-b「その他の管理費」※(誤)A-5「所定支払金」
- 使用期間を延長させたり、施設の価値を増加させる改修工事の費用
→ (正)A票 B-2「建築費」(誤)A-3-a「修繕費」
→ (正)B票、D票 B-2「資本的支出(うち土地・建築費)」(誤)A-3-a「修繕費」
- 建築や改修工事のための設計費用
→ (正)A票 B-2「建築費」(誤)A-3-b「その他の管理費」等
→ (正)B票、D票 B-2「資本的支出(うち土地・建築費)」(誤)A-3-a「修繕費」
- 国庫補助金又は地方債を財源とした、大規模修繕や施設の長寿命化にかかる費用
→ (正)A票 B-2「建築費」(誤)A-3-a「修繕費」
→ (正)B票、D票 B-2「資本的支出(うち土地・建築費)」(誤)A-3-a「修繕費」
- 地方公共団体の会計上では(項)小学校費・(項)中学校費などへ溶け込んでいる義務教育学校の費用
→ (正)A票「義務教育学校」の調査票に義務教育学校分を計上
(誤)A票「小学校」及び「中学校」に計上
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源区分
→ (正)都道府県支出金又は市町村支出金(誤)国庫補助金

本調査の回答を行うオンライン調査システムのログイン方法は、(1) 永続的に使用するユーザーIDにより「**利用機関総合窓口から**」ログインする方法と、(2) 毎年配布されるID・PWにより「**政府統計オンライン調査総合窓口から**」ログインする方法の2種類があります。

(1) 準備(4月中・速やかに)

利用機関総合窓口からオンライン調査システム利用する準備として、

- 前年度御担当者様からユーザーIDとパスワードの引継を行ってください。
- また、ログイン時のワンタイムパスワード通知方法についても引継を行ってください。

システム手順書p. 6

市町村教育委員会の御担当者様（利用機関総合窓口からログインする方）にも、上記2点を行ってもらうよう、依頼してください。

ログイン時のワンタイムパスワードが送付されるメールアドレスを変更したい場合は、ログイン後「認証システムメニュー」から「属性管理」を選び、変更します。御自身の画面に「認証システムメニュー」が表示されない場合は、貴自治体において政府統計オンライン調査システムのIDを管理している「課室管理者」の方へ御相談ください。マニュアルは、オンライン調査システムのメニュー「操作マニュアル・研修資料等」より「操作マニュアル」の中の「認証システムマニュアル」から参照可能です。

(2) ログイン情報等の整備(4月下旬予定)

政府統計オンライン調査総合窓口よりオンライン調査システムにログインするための本番用調査対象者ID・パスワードの一覧を、文部科学省よりお送りします(Excelファイル)。

この本番用調査対象者ID・パスワードを、都道府県立学校及び(政府統計オンライン調査総合窓口からログインする)市町村教育委員会へお知らせください。

システム手順書p. 32

また、併せて以下について照会しますので、御対応ください。

- 教育委員会・都道府県立学校の新設・廃校等の状況（新設の場合は調査対象に追加し、廃校の場合は調査対象から削除します）

(3) システム本番稼働(4月下旬予定)後

(速やかに)

市町村教育委員会と都道府県立学校の提出期限を設定し、市町村教育委員会及び都道府県立学校の各御担当者様に周知してください。

2 提出期限を設定する

※都道府県教育委員会だけの業務です。市町村教育委員会の方は、10 ページ「3 電子調査票にアクセスする」へお進みください。

この作業は、システム稼働後すぐに（市町村教育委員会等の回答が始まる前に）行ってください。
政府統計オンライン調査総合窓口(e-survey)から回答する市町村教育委員会・都道府県立学校に対し表示される「提出期限」を設定します。



1 利用機関総合窓口トップページ左側にある「業務INDEX」から『【新】オンライン調査システム』を押します。



2 別ウィンドウでオンライン調査の「統計調査選択」の画面が表れます。地方教育費調査の段にある【選択】を押します。

提出期限の設定は、利用機関総合窓口からログインして行ってください。
(政府統計オンライン調査の総合窓口からのログインでは行えません)

(8月頃)

市町村教育委員会・都道府県立学校から提出された調査票を単純集計するマクロ機能付きのExcelをお送りします。(都道府県教育委員会が調査票を作成する際の補助としてお使いください。)

(A～D票回答期限までに)

全ての客体の回答完了後、都道府県の回答をまとめ上げ、オンライン調査システムで回答します。回答完了後、都道府県教育委員会は必ず次期統計システムによりエラーチェック及びエラー内容への回答を行ってください。

本調査の回答を行うオンライン調査システムのログイン方法は2種類あります。
どちらからログインするかによって、アクセスするURLや用いるID・PWが異なります。

(1) 「利用機関総合窓口」を使う

ネットワーク環境	URL
総合行政ネットワーク(LGWAN)	https://lg.e-stat.nstac.hq.admix.go.jp/
インターネット接続	https://business-process-outsourcing.e-stat.go.jp

システム手順書p. 4

使用するID・PWは貴自治体で永続的に使用するものです。

不明な場合には、貴自治体においてオンライン調査システムの管理を担当している「課室管理者」に御相談ください。

(自治体によって、学校基本調査など他調査と同じID・PWの場合もありますし、異なる場合もあります。どのID・PWを用いるのか御不明な場合には、貴自治体の課室管理者にお尋ねください。)

(2) 「政府統計オンライン調査総合窓口」を使う

URL
https://www.e-survey.go.jp/

システム手順書p. 33

使用するID・PWは、4月下旬に各県へ配布されるID・PWを用います。

ID・PWは、A票／B・C票（共通）／D票によって異なりますし、例えばA票の中でも、小学校用と中学校用など学校の種類でも異なるなど、調査票単位となっています。

回答したい調査票に合ったID・PWを選ぶことが必要です。

システムにログインできない場合や、ログインできても調査票が見当たらない場合は次のことを確認してください。御確認いただいても解決しない場合には、次頁の『文部科学省ヘルプデスク』へお問い合わせください。

- 前頁のとおり、ログイン方法によって「URL」と「使用するID・PW」の組み合わせは異なります。正しい組み合わせでログインしようとしていますか？
- 政府統計オンライン調査総合窓口からログインする場合、使用するIDとPWは、回答したい調査票のものを使用していますか？

☆よくあるお問合せ☆

- ・ 配布されたIDを入力しても利用機関総合窓口にログインできない
→配布されたIDでログインするのは「政府統計オンライン調査総合窓口」です。
- ・ 政府統計オンライン調査総合窓口から、A票の小学校（市町村立）を回答したいのに、別の調査票しか受付状況確認に表示されない
→使用しているIDとPWは、A票の小学校（市町村立）用のものを使っていますか？
自動入力などで、別の調査票のIDとPWでログインしていませんか？

なお、文科省Webサイトでは「政府統計共同利用システムオンライン調査システム操作手順書」のうち、「利用機関総合窓口」から利用する場合の説明ページが掲載省略となっております。
当該ページを必要とする場合には下記URLからダウンロードしてください。

<https://mext.ent.box.com/folder/311534310209?s=wr8yv5mi6l656g5ya1f73d3iwftodbm>

(ダウンロード期日2026年3月31日)

文部科学省ヘルプデスクの設置

文部科学省では、オンライン調査システムの操作、ハード・ソフトウェア全般に関するお問合せ、電子調査票のトラブル等、システム関係の御質問を、お電話等で回答する窓口を設けます。

文部科学省ヘルプデスク	
設置期間	システム稼働日～11月15日（金曜日）
受付時間	8時30分～18時15分（土日祝日を除く） （12時～13時はお昼休みです）
連絡先	
電話番号	03-6748-1575
メール	mexthelp@ai-spt.jp

※他調査との共同窓口ですので、お問合せの際は、最初に「地方教育費調査」の質問であることをお伝えください。
※オンライン調査システムに関するお問合せを受け付けています。（経費の振り分け等、調査内容のお問合せは受け付けていません）

◎調査内容に関すること（経費の振り分け方など）は、文部科学省「地方教育費調査」担当にお問い合わせください。

電話 03-5253-4111（内線2266）
メール 8ksq@mext.go.jp

※できるだけ正確に回答差し上げたいので、お急ぎでない場合は、できれば電子メールで御質問ください。（当日中の回答に努めますが、御質問内容によっては数日お時間を頂戴する場合があります）

◎文部科学省ヘルプデスク終了後のシステムに関するお問合せは、政府統計共同利用システムヘルプデスクにお問い合わせください。

・メール support@e-stat.go.jp

システム手順書p. 33

・利用機関総合窓口に関する御質問は、利用機関総合窓口トップページの「お問い合わせ」から

システム手順書p. 4